

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

期 間 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 7年 3月 31日

結 城 市

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

～当面5年間の考え方～

1 結城市の森林現況について

本市は関東平野のほぼ中央、茨城県西北端の県境に位置します。本市の土地利用状況は、総面積6,576haの内、民有林面積は228.7haで、総面積に占める割合は約3.4%であり、県平均32%を下回るものとなっております。また、人工林は各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にあります。

一方、住民意識として、良好な自然環境の中で「ゆとり」と「うるおい」のある生活を求める志向が強まっていることとあわせ、森林の持つ水源の涵養、山地災害防止、快適環境の形成等の公益的機能の重要性がますます高まってきていることから、人工林の間伐及び住宅地周辺の森林の整備を住民と一体となって積極的に推進してまいりました。しかし、森林所有者の経営意欲の低下や不在村化、相続による世代交代などから、整備が行き届かない森林が増えています。

このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備や木材利用の促進等につながる取組を計画的かつ効果的に進めてまいります。

2 基本方針について

(1) 森林整備の推進

本市では、県の森林整備事業予算を活用し、森林整備を推進しておりますが、私有林については整備が行き届いていない状況です。このことから、私有林の所有者に対し、市に森林の経営や管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

(2) 木材利用の促進

本市では、森林が少なく市内産の木材を利用することが困難であることから、国内の間伐材等を提供してもらうことで国産材を確保し、木製品を市民が自ら製作し木材や木製品とふれあう機会を提供して木材の良さを知ること、木材利用の促進を進めてまいります。

(3) 普及啓発

本市では、地球温暖化防止・温室効果ガスの吸収など森林の果たす公益的役割や森林整備の必要性などについて、市民の理解の促進を図るため、森林を活用した森林環境教育のほか、市民と交流する木育活動など普及啓発を行ってまいります。

3 森林環境譲与税の使途について

- (1) 森林整備に要する費用
- (2) 木材利用に要する費用
- (3) 木育活動に要する費用